

○横手市大森産業振興館設置条例

平成17年10月1日  
条例第193号

(設置)

第1条 業種間の交流、技術力の向上及び生產品の展示等により、地域における既存産業の育成及び新たな産業の創設に努め、雇用の拡大及び市の活性化に寄与するため、横手市大森産業振興館（以下「振興館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 振興館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 横手市大森産業振興館
- (2) 位置 横手市大森町字持向165番地

(管理)

第3条 振興館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 振興館を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、振興館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、振興館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 振興館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、振興館の管理上支障があると市長が認めた場合

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合
- (3) 使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、振興館の使用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第7条 振興館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
- (2) 振興館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、振興館に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第9条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って振興館の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第10条 振興館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、振興館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、振興館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 振興館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、振興館の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可

を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合
- (3) 利用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、振興館の利用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合  
(原状回復義務)

第13条 使用者は、振興館の使用が終わった場合若しくは第6条の規定により利用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、振興館又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大森町産業振興館設置条例（昭和61年大森町条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和8年3月16日条例第14号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。